

# 目 次

## (追加提出議案)

令和7年12月定例会

議案番号	件 名
議案第111号	箱根町廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例の制定について



箱根町廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

箱根町廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和 7 年 12 月 4 日提出

箱根町長 勝 俣 浩 行

(提案理由)

箱根町の廃棄物の減量化、資源化並びに適正な処理のさらなる推進及び受益者負担の適正化を図るため、現行条例の一部を改正する必要があるので、本条例案を提出するものである。



箱根町廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例

箱根町廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例（平成6年箱根町条例第1号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第25条関係）

し尿	(1) 定額料金				
	世帯区分	1箇月くみ取り回数	世帯割額	人員割額	
	1人～3人	1回	月額 200円	1人につき 月額 200円	
	4人～7人	1回	月額 200円		
		2回	月額 400円		
	8人～10人	1回	月額 200円	1回につき 600円	
		2回	月額 400円		
		3回	月額 600円		
	(2) 超過料金 定額料金を適用する世帯で1箇月くみ取り回数を超えてくみ取りを申し込んだとき。		36リットルにつき 250円		
	(3) 従量料金 普通世帯以外の世帯又は定額料金によることが不適当と認められるもの		36リットルにつき 500円		
(4) 臨時従量料金 定額料金以外のもののうち、仮設による臨時のくみ取りを申し込んだとき。					
上記以外の一般廃	一般家庭から排出	(1) 持込料金 法第8条第1項に定める町のし尿処理施設を除く一般廃棄物処理施設（以下「一般	1キログラムにつき 25円 (破碎機又は切断機による処理が必要な廃棄物については、1キログラムにつき 30円)		

廃物 さ れ る も の	<p>「廃棄物処理施設」という。)に持ち込まれたものを処分するとき。</p> <p>(2) 粗大料金</p> <p>ア 一般家庭から排出される粗大ごみを戸別に町が収集、運搬するとき。</p> <p>イ 特定家庭用機器再商品化法(平成10年法律第97号)第2条第4項に定める特定家庭用機器(同法第9条の規定によるものを除く。)で、町が環境センターから同法第17条に定める指定引取場所に運搬するとき。</p> <p>ただし、同法第19条の料金の支払いのされたものに限る。</p>	<p>1個、1束又は1セットにつき 500円</p> <p>1個、1セットにつき 1,500円</p>
事 業 活 動 に 伴 つ て 排 出 さ れ る も の	<p>(1) 持込料金 一般廃棄物処理施設に持ち込まれたものを処分するとき。</p> <p>(2) 指定袋料金 町長が指定する袋に収納して一般廃棄物処理施設に持ち込まれたものを処分するとき。</p> <p>(3) 特定料金 町が収集、</p>	<p>1キログラムにつき 25円 (破碎機又は切断機による処理が必要な廃棄物については、1キログラムにつき 30円)</p> <p>45リットル袋1枚につき 225円 70リットル袋1枚につき 350円 90リットル袋1枚につき 450円</p> <p>1キログラムにつき 40円</p>

		運搬し、一般廃棄物処理施設で処分するとき（条例第15条第2項第1号に規定する場合を除く。）。	
--	--	--	--

## 備考

- 1 一般廃棄物の処理手数料を算出する基礎となる数量が10キログラム未満のとき又はその数量に10キログラム未満の端数があるときは、その数量を切り上げて10キログラムとして計算する。
- 2 破碎機又は切断機による処理が必要な廃棄物は、別に定める。

## 附 則

この条例は、令和8年10月1日から施行する。